
新東工場整備運営事業
実施方針

令和3年9月24日

長崎市

長崎市（以下「市」という。）は、新東工場整備運営事業（以下「本事業」という。）を「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」という。）に準じて、DBO（Design：設計、Build：施工、Operate：運営）方式により実施することとした。

本実施方針は、特定事業（PFI 法第 2 条第 2 項において「公共施設等の整備等に関する事業であって、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することにより効率的かつ効果的に実施されるものをいう。」と定義されているもの。）の選定及び特定事業を実施する落札者の選定を行うに当たり、本事業に対する市の方針を定めるものである。

新東工場整備運営事業 実施方針

目 次

| | |
|---|----|
| 第1章 用語定義 | 1 |
| 第2章 特定事業の選定に関する事項 | 3 |
| 1 事業内容 | 3 |
| 2 特定事業の選定 | 4 |
| 3 民間事業者が実施する業務の範囲 | 5 |
| 4 市が実施する業務の範囲 | 7 |
| 5 その他 | 8 |
| 第3章 民間事業者の募集及び選定に関する事項 | 9 |
| 1 募集及び選定スケジュール | 9 |
| 2 応募者の参加資格要件 | 9 |
| 3 落札者の審査及び選定 | 12 |
| 4 応募に係る提出書類 | 14 |
| 5 落札者決定後の手続 | 15 |
| 6 著作権 | 15 |
| 7 特許権等 | 16 |
| 8 応募に係る費用負担 | 16 |
| 9 消費税に関する取扱 | 16 |
| 第4章 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項 | 17 |
| 1 想定されるサービスの水準・仕様 | 17 |
| 2 想定されるリスク及び分担 | 17 |
| 3 市による事業の実施状況の監視 | 17 |
| 第5章 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項 | 18 |
| 1 施設の立地条件 | 18 |
| 第6章 事業計画又は協定の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項 | 19 |
| 第7章 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項 | 20 |
| 1 民間事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合 | 20 |
| 2 市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合 | 20 |
| 3 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合 | 20 |
| 4 その他 | 20 |
| 第8章 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項 | 21 |
| 1 法制上及び財政上の優遇措置等に関する事項 | 21 |
| 2 財政上及び金融上の支援等に関する事項 | 21 |
| 3 その他の支援に関する事項 | 21 |
| 第9章 その他特定事業の実施に関し必要な事項 | 22 |
| 1 議会の議決 | 22 |
| 2 情報公開及び情報提供 | 22 |
| 3 実施方針等に関する問い合わせ先 | 22 |

第1章 用語定義

本実施方針で用いる用語を以下のとおり定義する。

| 用語 | 定義 |
|----------|--|
| 運營業務 | 本事業のうち、本施設の運営に係る業務であり、運転業務、維持管理業務（運営マニュアル・維持管理計画の作成及び改定業務、機能維持のための点検整備・補修・設備更新を含むが、これに限らない。）、清掃業務、保安警備業務、環境管理業務等をいう。 |
| 運營業務委託契約 | 市と運営事業者との間で締結する契約をいう。 |
| 運営事業者 | 落札者の構成員が株主として出資設立する株式会社で、本施設の運營業務を目的とする特別目的会社（SPC：Special Purpose Company）であり、本施設の運營業務を担当する者をいう。 |
| 応募グループ | 本事業の入札に一体として参加する企業グループをいう。 |
| 応募者 | 入札に参加する応募グループをいう。 |
| 基本協定 | 本事業開始のための基本的事項に関し、市と落札者との間で締結する協定をいう。 |
| 基本契約 | 本事業の実施に際し、市と民間事業者との間で締結する、相互の協力、支援等について定める契約をいう。 |
| 協力企業 | 応募グループに参加する企業のうち、運営事業者への出資を行わない者で、本事業の実施に際して、設計・施工業務及び運營業務のうちの一部を請負又は受託することを予定している者をいう。 |
| 建設請負事業者 | 落札者のうち、本施設の設計・施工業務を担当する単独の企業又は特定建設工事共同企業体をいう。 |
| 建設工事請負契約 | 市と建設請負事業者との間で締結する契約をいう。 |
| 建築物 | 本施設のうち、プラントを除く施設、設備をいう。 |
| 構成員 | 応募グループに参加する企業のうち、落札者の選定後、運営事業者への出資を行う者をいう。 |
| 事業契約 | 本事業に係る基本契約、建設工事請負契約、運營業務委託契約を総称して又は個別にいう。 |
| 実施方針 | 「新東工場整備運営事業 実施方針」をいう。 |
| 実施方針等 | 実施方針及び要求水準書（案）その他これらに付属又は関連する書類を総称して又は個別にいう。 |
| 地元企業 | 長崎市物品等競争入札有資格者名簿又は長崎市建設工事等入札参加資格者名簿の名簿に地域区分が市内又は認定市内として登録がある者をいう。 |
| 処理対象物 | 一般廃棄物のうち、燃やせるごみ（可燃性粗大ごみを含む）、可燃残渣、（プラ容器包装、古紙類、資源、不燃）、農集汚泥、し渣等をいう。 |
| 審査会 | PFI法に準じ、本事業の実施方針の策定、特定事業の選定、落札者の選定等に関する審議等を目的に市が設置する、学識経験者等で構成された「長崎市新東工場整備運営事業受注者選定審査会」をいう。 |
| 設計・施工業務 | 本事業のうち、本施設の設計・施工に係る業務をいう。 |
| 代表企業 | 応募グループに参加する企業のうち、代表して応募手続等を行う企業をいう。 |

| 用 語 | 定 義 |
|----------|--|
| 入札説明書等 | 市が本事業の実施に際して入札公告時に公表する入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、様式集、基本協定書（案）、基本契約書（案）、建設工事請負契約書（案）、運営業務委託契約書（案）その他これらに付属又は関連する書類を総称して又は個別にいう。 |
| 不可抗力 | 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、騒乱、暴動、第三者の行為その他自然的又は人為的な現象のうち、市及び民間事業者のいずれの責めにも帰すことのできない事由を意味する。 |
| プラント | 本施設のうち、処理対象物を焼却処理するために必要な全ての機械設備、電気設備、計装制御設備等をいう。 |
| 本施設 | 本事業において設計・施工され、運営される新東工場（燃やせるごみ、可燃性粗大ごみ、可燃残渣等の処理対象物を焼却処理するとともに、処理に伴い発生する余熱を利用して発電等を行うための施設）をいい、建築物、プラント設備及び構内道路等の外構の全てを総称していう。 |
| 民間事業者 | 本施設の設計・施工業務及び運営業務に係わる構成員、協力企業及び運営事業者を総称していう。 |
| 要求水準書（案） | 実施方針とあわせて公表する「新東工場整備運営事業 要求水準書（案）」をいう。 |
| 落札者 | 応募者のうち、本事業を実施する者として選定された者をいう。 |
| PFI 法 | 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）をいう。 |

第2章 特定事業の選定に関する事項

1 事業内容

(1) 事業名

新東工場整備運営事業

(2) 対象となる公共施設等の種類

| | |
|-------|---|
| 施設の種類 | 一般廃棄物処理施設 |
| 建設地 | 長崎市戸石町 88 番地 10 を含む都市計画区域内（現東工場敷地内） |
| 施設概要 | 処理対象物を受け入れ、焼却処理を行い、処理過程で発生する熱エネルギーの有効活用を図る施設。 |
| 施設規模等 | 210t/日（105t/24h×2 炉） |
| 処理方式 | 全連続燃焼式ストーカ方式 |
| 供用開始 | 令和 8 年 4 月 1 日（予定） |

(3) 公共施設等の管理者等の名称

長崎市長 田上 富久

(4) 事業目的

本事業は、民間事業者の経営能力及び技術的能力を活用することにより、一般廃棄物処理施設である新東工場（エネルギー回収型廃棄物処理施設）の効率的かつ効果的な設計・施工及び運営・維持管理を行い、将来にわたり安全で安定したごみの適正処理、循環型社会を構築するためのエネルギー回収を進め、環境負荷の低減を図ることを目的とする。

(5) 施設整備基本方針

- ア 長期安定稼働（基幹的施設整備を実施し 40 年以上の稼働を目標）
- イ 施設の安全性や安定的な稼働に対する住民の信頼性維持
- ウ 費用対効果に優れた整備運営
- エ エネルギー活用の最大化

(6) 事業概要

本事業は、本施設の設計・施工及び運営に係る業務を事業者が一括して行う DBO（Design：設計、Build：施工、Operate：運営）方式により実施する。

市は本施設の設計・施工及び運営に係る資金を調達し、本施設を所有する。

民間事業者は、市の所有となる本施設の設計・施工業務、運営業務に係る本事業を一括して行うものとする。

また、市は、本施設の長期安定稼働（基幹的施設整備を実施し 40 年以上の稼働を目標）を目指しており、事業者は 40 年以上の使用を前提として本事業を実施することとする。

なお、本施設の設計・施工業務については、循環型社会形成推進交付金の対象事業として実施する予定である。

ア 事業期間

事業期間は、次のとおりとする。

- ・設計・施工期間：事業契約締結日の翌日（令和4年9月予定）から令和8年3月31日までの約42ヶ月間（試運転期間を含む）
- ・運営期間：令和8年4月1日から令和28年3月31日までの20年間

イ 契約の形態

市は、本事業開始のための基本的事項に係る、基本協定を落札者と締結する。

市は、基本協定に基づき、設計・施工業務及び運営業務を一括で行わせるため、本事業に係わる基本契約を民間事業者と締結する。

また、市は基本契約に基づき、民間事業者のうち建設請負事業者と本事業に係わる建設工事請負契約を、運営事業者と本事業に係わる運営業務委託契約をそれぞれ締結する。（本事業の事業スキームは、参考資料①を参照のこと。）

(7) 事業スケジュール（予定）

本事業に関する必要なスケジュールは、以下を予定している。

| | |
|--------------------------|------------|
| ア 実施方針の公表 | 令和3年9月24日 |
| イ 要求水準書（案）の公表 | 令和3年10月1日 |
| ウ 実施方針に関する意見・質問の受付期限 | 令和3年10月8日 |
| エ 要求水準書（案）に関する意見・質問の受付期限 | 令和3年10月15日 |
| オ 実施方針に関する質問への回答 | 令和3年10月26日 |
| カ 要求水準書（案）に関する質問への回答 | 令和3年10月26日 |
| キ 特定事業の選定の公表 | 令和3年11月上旬 |
| ク 入札公告 | 令和3年11月上旬 |
| ケ 提案書提出 | 令和4年3月下旬 |
| コ 落札者の決定 | 令和4年6月 |
| サ 基本協定の締結 | 令和4年6月 |
| シ 運営事業者の設立 | 令和4年7月 |
| ス 事業契約の締結（仮契約） | 令和4年7月 |
| セ 議会議決 | 令和4年9月 |
| ソ 事業契約の締結（本契約） | 令和4年9月 |
| タ 施設の完工及び引渡 | 令和8年3月31日 |
| チ 供用開始 | 令和8年4月1日 |
| ツ 契約終了 | 令和28年3月31日 |

2 特定事業の選定

市は以下の考え方に従い、PFI法に定められている考え方・手順に準じて本事業を特定事業として選定する。

(1) 選定の考え方

次の2点を満たす場合、本事業を特定事業として選定する。

- ア 民間事業者に支払う設計・施工業務の対価（以下「建設費」という。）及び運営業務の対

価（以下「運営費」という。）を含め、事業期間全体における市の費用の総額について定量的評価（事業期間における市の費用負担の評価）を行い、本事業をPFI法に準じて実施することにより、市が自ら実施する場合と比較して公共財政負担の十分な削減が見込めること。

イ 事業期間全体における事業責任分担及び公共サービスの水準について定性的評価を行い、本事業をPFI法に準じて実施することにより、市が自ら実施する場合と比較して公共のリスクの低減及び公共サービス等水準の維持ないし向上が見込めること。

(2) 選定手順

次の手順により客観的評価を行い、評価の結果は公表する。

ア 定量的評価の実施

- ・事業期間全体における市の費用負担総額（建設費、運営費等）の評価

イ 定性的評価の実施

- ・民間事業者に移転されるリスクの評価
- ・公共サービス等水準の評価

(3) 選定結果の公表

本事業を特定事業として選定した場合には、評価の結果を、評価の内容と併せて公表する。

3 民間事業者が実施する業務の範囲

民間事業者が実施する主な業務は、次のとおりとする。具体的な業務の範囲については、入札説明書等に示す。なお、事業者は、事業期間を通じ、市が行う循環型社会形成推進交付金の申請や行政手続等に対して協力するものとする。

(1) 事前業務

本事業を行うために必要な許認可の取得を行う。

また、市において地形測量、地質調査は実施済みであるが、民間事業者において追加調査が必要と判断する場合は、民間事業者の負担で調査を行う。現段階では、土壤汚染対策法における調査命令が出ないことを確認済みであるが、今後、調査等の対応が必要となった場合は、市の負担とする。

(2) 設計・施工業務

建設請負事業者は、市と締結する建設工事請負契約に基づき、入札説明書等に規定する要求水準を満足する本施設の設計・施工業務を行う。また、本事業を行うために必要な許認可の取得を行う。

施工については、土木（造成含む。）及び外構工事、解体工事、建築物及び建築設備工事、機械設備工事、電気計装設備工事、配管工事及びその他の関連工事を行う。なお、詳細は入札説明書等に示す。

さらに、本施設の建設等に伴って発生する建設廃棄物等の処理・処分及びその他の関連業務、手続き関連業務、本施設の試運転及び引渡し性能試験、運営マニュアルの作成業務等を行う。

(3) 運營業務

ア 運営事業者は、市と締結する運營業務委託契約に基づき、入札説明書等に規定する要求水準を満足する処理対象物の計量、受け入れ、適正処理及び手数料徴収を行う。

なお、その際に、本施設の運營業務として受付管理業務、運転管理業務、維持管理業務（運営マニュアルの更新・維持管理計画の作成、機能維持のための点検整備・補修・設備更新を含む。）、清掃業務、保安警備業務、環境保全業務、防災管理業務等を行う。また、事業期間終了まで支障なく本施設を稼働できるよう本施設の維持管理を行う。

イ 運営事業者は、集じん器、ボイラ及びその他排ガス処理系統に付着・堆積した灰（以下「飛灰」という。）並びに焼却灰（以下「焼却灰等」という。）については、貯留設備に搬入・貯留し、運搬車両への積込を行う。なお、焼却灰等の運搬処分は市が行う。

ウ 運営事業者は、可燃ごみの処理に伴って発生する熱エネルギーを利用して発電等を行い、本施設の所内で利用するとともに、近隣の公共施設に電気及び蒸気を供給する。

なお、発電された電力は市に属するものとする。したがって、施設の余剰電力に係る売電収入（再生可能エネルギー等電気量を含む。）は、市に属する。

また、民間事業者が提案した売電電力量を超える部分に相当する売電収入の一部については、市は運営事業者に支払うものとし、売電は「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」によるものとする。詳細については入札説明書等に示す。

エ 運営事業者は、市民からの問い合わせ及び、本施設の見学希望者等（行政視察を除く）について、適切な対応を行うとともに、市が行う情報公開を積極的に支援する。

また、周辺住民からの意見や苦情について、市と連携して適切な対応を行う。

オ 運営事業者は、市と締結する運營業務委託契約に基づき、運営準備期間中（事業契約締結日の翌日（令和4年9月予定）から本施設が完成する令和8年3月31日まで）に、建設請負事業者が実施する本施設の試運転、予備性能試験及び引渡し性能試験において、これらの実施につき必要な協力を行う。

カ 運営事業者は、従業者に、建設請負事業者が実施する施設運営に係る教育訓練を受講させ、円滑に運營業務を開始できるようにする。

4 市が実施する業務の範囲

市が実施する主な業務は、以下のとおりとする。具体的な業務の範囲については、入札説明書等に示す。

(1) 用地の確保

市は、本事業を実施するための用地を確保する。

(2) 環境影響評価手続

市は、本事業に係る環境影響評価の手続きを行う。

(3) 住民への対応

市は、周辺住民からの意見や苦情について、運営事業者と連携して適切な対応を行う。

(4) 処理対象物の搬入

市は、分別に関する指導等の啓発活動を行うとともに、処理対象物の搬入を行う。

(5) 焼却灰等の搬出・処分

市は、本施設で発生した焼却灰等を場外へ搬出し、処分する。なお、焼却灰等の積み込みは民間事業者が行う。

(6) 本事業のモニタリング

市は、設計・施工段階において、設計・工事の監理を行う。また、運営段階において、本事業の実施状況の監視を行う。

(7) 施設見学者への対応

市は、一般見学者を除く行政視察等の対応について、運営事業者と連携して適切な対応を行う。

(8) 建設費及び運営費の支払い

市は、長崎市契約規則等に基づき、建設費を建設請負事業者に、運営費を運営期間にわたって運営事業者を支払う。

(9) その他

市は、本施設の設計・施工に係る循環型社会形成推進交付金の申請手続き等を含む行政手続等の対応を行う。民間事業者は、当該行政手続等について、必要資料の作成等の協力を行う。

5 その他

(1) 雇用・下請け人等の地元企業への配慮

ア 雇用については、長崎市内の人材の雇用に配慮するとともに、関係法令等に基づく雇用基準等を遵守すること。

イ 下請負人等を選定する際は、地元企業を優先し選定するよう努めること。ただし、工事の性質等により地元企業に発注することが適当でない場合は、長崎市内に営業所を有する業者を優先し選定するよう努めること。また、資機材等の調達、納品等においても同様とする。

(2) 関係法令等の遵守

民間事業者は、本事業を実施するにあたり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）等、必要な関係法令、条例、規則及び要綱等を遵守しなければならない。

第3章 民間事業者の募集及び選定に関する事項

1 募集及び選定スケジュール

(1) 事業者の募集・

本事業は、応募者が入札説明書等に規定する事業に参画するに足る資格を有しており、かつ応募者の提案内容が、技術的観点から市が要求する性能要件を満足することが見込める内容であることを前提として、落札者を選定する。なお、事業者の選定にあたっては、総合評価一般競争入札（地方自治法施行令第167条の10の2）によるものとする。

現時点で計画している民間事業者の募集及び選定のスケジュールは、以下のとおりである。

| | |
|---------------------------|-----------|
| ア 入札公告 | 令和3年11月上旬 |
| イ 入札説明書等の公表 | 令和3年11月上旬 |
| ウ 現場見学会 | 令和3年11月中旬 |
| エ 入札説明書等に対する質問の提出期限（第1回） | 令和3年11月下旬 |
| オ 入札説明書等に対する質問への回答（第1回） | 令和3年12月上旬 |
| カ 参加資格審査申請書の提出期限 | 令和3年12月中旬 |
| キ 参加資格審査結果の通知 | 令和3年12月下旬 |
| ク 入札説明書等に対する質問の提出期限（第2回） | 令和4年1月中旬 |
| ケ 対面的対話の実施（第2回質問への回答を兼ねる） | 令和4年1月下旬 |
| コ 入札提出書類の提出期限 | 令和4年3月下旬 |
| サ 書面審査の実施 | 令和4年5月 |
| シ 非価格要素審査（事業提案に係るヒアリング） | 令和4年6月 |
| ス 開札 | 令和4年6月 |
| セ 総合評価の実施 | 令和4年6月 |
| ソ 落札者の決定 | 令和4年6月 |

2 応募者の参加資格要件

応募者は、本事業を実施するために必要な能力と資本力を備えた応募グループとし、参加資格審査申請書の提出期限の日において、以下の要件を満たすこと。これを受け、市は応募者の資格の確認を行うために資格審査を実施する。

(1) 応募グループの要件

- ア 応募グループは、代表企業を含めた構成員及び協力企業から構成されるものとし、これら以外の応募グループへの参画は認めない。
- イ 応募グループの構成員は、運営事業者に出資を行う。
- ウ 応募グループは、2(2)エに定める「本施設のプラントの設計・施工を行う企業」の(a)から(d)までの要件を満たし、かつ、運営事業者への出資比率が50%を超える企業を代表企業と定める。

- エ 応募グループは、本事業の実施に際して、設計・施工業務、運營業務のうち主たる業務を請負い又は受託する協力企業を定めることができる。ただし、協力企業は、本施設のプラントの設計・施工の主たる業務を請負うことはできない。
- オ 応募グループの構成員又は協力企業のうち、1 法人以上は必ず、地元企業であること。
- カ 応募グループは、応募にあたり、代表企業、構成員及び協力企業を明らかにするとともに、それぞれが本事業の遂行上果たす役割等を明らかにする。
- キ 参加資格審査申請書提出以降、代表企業、応募グループの構成員又は協力企業の変更は認めない。ただし、特段の事情があると市が認めた場合は、この限りでない。
- ク 応募グループの構成企業数は任意とするが、構成員及び協力企業は本事業の実施に関して各々適切な役割を担うものとする。

(2) 応募者の参加資格要件

ア 共通の参加資格要件

すべての応募グループの構成員及び協力企業は、以下の要件を全て満たすものとする。

- (a) 地方自治法施行令（昭和 22 年 5 月 3 日政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者。
- (b) 参加資格審査申請書の提出期限日における長崎市物品等競争入札有資格者名簿又は長崎市建設工事等入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登録された者。
- (c) 長崎市競争入札参加資格者指名停止措置要領（平成 7 年 11 月 7 日施行）及び長崎市各種契約等における暴力団等の排除措置に関する要綱（平成 24 年長崎市告示第 85 号）の規定に基づく指名停止措置の期間中でない者並びに、長崎市事業所実態調査実施要領（平成 16 年長崎市告示第 305 号）及び長崎市元請・下請関係適正化指導要綱（平成 24 年長崎市告示第 829 号）の規定に基づく入札参加制限措置の期間中でない者であること。
- (d) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者。（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、手続開始の決定後、経営事項審査を受け、市の入札参加資格審査申請書を再度提出し、その審査を経て有資格業者として認定され、(b) の名簿に登録された者で更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）
- (e) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 475 条若しくは第 644 条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条第 1 項の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者。
- (f) 手形交換所において取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全でない者。
- (g) 法人税、消費税及び地方消費税、市税を滞納していない者。
- (h) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）に基づく罰金以上の刑に処せられていない者。当該刑に処せられた者である場合には、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過した者。
- (i) 市が本事業に係るアドバイザー業務を委託している者及びかかる者と当該アドバイザー業務において提携関係にある者、又はこれらの者と資本関係若しくは人的関係の

ある者^(注)でないこと。なお、本事業に関し、市のアドバイザー業務を行う者及び提携関係にある者は以下のとおりである。

- 株式会社エイト日本技術開発
- 豊原総合法律事務所
- 上記受託者及び協力会社の関係会社

(注) 本実施方針において、資本関係のある者、人的関係のある者は、以下を意味する。

① 資本関係のある者

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- (i) 親会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。)と子会社(会社法第2条第3号の規定による親会社をいう。以下同じ。)の関係にある場合
- (ii) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

② 人的関係のある者

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- (i) 一方の会社の代表権を有する者(個人商店の場合は代表者。以下同じ。)が、他方の会社の代表権を有する者を現に兼ねている場合
- (ii) 一方の会社の代表権を有する者が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

イ 本施設の土木(造成含む。)、外構、既存建築物の解体及び建築物の設計を行う企業
応募グループの構成員又は協力企業のうち、本施設の土木(造成含む。)、外構、既存建築物の解体及び建築物の設計を行う企業は、建築士法(昭和25年法律第202号。以下「建築士法」という。)第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。同一業務を複数の企業で実施する場合は、少なくとも主たる業務を担う1社が建築士法に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

ウ 本施設の土木(造成含む。)、外構、既存建築物の解体及び建築物の施工を行う企業
応募グループの構成員又は協力企業のうち、本施設の土木(造成含む。)、外構、既存建築物の解体及び建築物の施工を行う企業は、以下の要件を満たすこと。同一業務を複数の企業で実施する場合は、少なくとも主たる業務を担う1社が以下の要件を満たすこと。

- (a) 建設業法(昭和24年法律第100号。以下「建設業法」という。)の規定に基づき建築一式工事及び土木一式に係る特定建設業の許可を受けていること。
- (b) 参加資格審査申請書の提出期限日において、市の資格者名簿(建設工事)における総合数値が下記の点数以上であること。
 - 建築一式工事 1,000点
 - 土木一式工事 1,060点
- (c) 本施設の建築物と同種又は類似の施工実績(ごみピット等の地下構造物の施工実績を含む)を有すること。
- (d) 建設業法の規定に基づく本工事の工種に係る監理技術者について、直接的かつ恒常的な雇用関係にある者を専任で配置できること。なお当該技術者については、参加資格審査申請書の提出期限日を含め連続して3か月以上の雇用関係にあること。

エ 本施設のプラントの設計・施工を行う企業

本施設のプラントの設計・施工を行う企業は、応募グループの代表企業であり、以下の要件を満たすこと。

- (a) 建設業法の規定に基づき清掃施設工事に係る特定建設業の許可を受けていること。
- (b) 参加資格審査申請書の提出期限日において、市の資格者名簿（建設工事）における「清掃施設工事」において、総合数値が 1,000 点以上であること。
- (c) 平成 23 年 4 月 1 日以降に稼働した地方公共団体の一般廃棄物処理施設（ボイラー・タービン式発電設備付の全連続燃焼式焼却施設）で、以下の条件を全て満たす廃棄物処理施設（全連続燃焼式ストーカ方式に限る。ただし、熔融炉をストーカ炉とは別に併設している施設を含む。）のプラント設備に係る設計・施工工事の実績を元請として有し、3 年以上の運転実績があること。
 - ・ 1 炉あたり 100t/日以上以上の規模かつ複数の炉で構成されている。
 - ・ 4,000kW 以上の発電設備を有する。
- (d) 建設業法の規定に基づく本工事の工種に係る監理技術者について、直接的かつ恒常的な雇用関係にある者を専任で配置できること。なお当該技術者については、参加資格審査申請書の提出期限日を含め連続して 3 か月以上の雇用関係にあること。

オ 本施設の運転、維持管理を行う企業

応募グループの構成員又は協力企業のうち、本施設の運転、維持管理業務を担当する企業（運営事業者から同業務を受託する企業又は運営事業者から運転人員の派遣を行う企業）は、以下の要件を満たすこと。同一業務を複数の企業で実施する場合は、少なくとも主たる業務を担う 1 社が以下の要件を満たすこと。

- (a) 発電設備を有し、1 炉あたり 100t/日以上以上の規模かつ複数の炉で構成されている施設（全連続燃焼式ストーカ方式に限る。ただし、熔融炉をストーカ炉とは別に併設している施設を含む。）の参加資格審査申請書の提出日において 3 年以上の運転実績を有すること。
- (b) 前項の施設で 3 年以上の運転実績を有する専門の技術者を運営開始から 1 年以上専任で配置できること。

カ その他

- (a) 応募グループの構成員又は協力企業のいずれかが、他の応募者の構成員又は協力企業になることは認めない。
- (b) 応募グループの構成員又は協力企業のいずれかと資本関係又は人的関係のある者は、他の応募者の構成員又は協力企業になることは認めない。
- (c) 同一応募グループが、複数の提案を行うことは認めない。

3 落札候補者の審査及び選定

以下の選定方法に従い落札候補者を選定する。

(1) 審査会の設置

市は、落札候補者の選定に係る審査を専門的知見に基づいて実施するに当たって「長崎市

新東工場整備運営事業受注者選定審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

委員は、以下のとおりである。

| No. | 委員名 | 役職 |
|-----|--------|----------------------------------|
| 1 | 荒井 喜久雄 | 公益社団法人全国都市清掃会議 技術指導部長 |
| 2 | 小野 純男 | 株式会社 福岡クリーンエナジー 調査役 |
| 3 | 後藤 明 | 株式会社 日本政策投資銀行九州支店 企画調査課長 |
| 4 | 高尾 忠志 | 九州大学持続可能な社会のための決断科学センター 特任准教授 |
| 5 | 鳥居 修一 | 国立大学法人熊本大学大学院先端科学研究部 教授 |
| 6 | 西久保 裕彦 | 国立大学法人長崎大学環境科学部 教授 |

なお、応募グループの構成員、協力企業及びこの関係者が、本実施方針の公表から落札者の決定までの間に、審査会の委員に対し、当該落札候補者選定に関して自己の有利になる目的のための接触等の働きかけを行った場合は失格とする。

(2) 落札者決定方法

落札者の決定は、総合評価一般競争入札方式による。

落札候補者の選定に当たっては、各段階の審査に関しては、審査会において評価・審査し、その結果を受けて、市が落札者を決定する。なお、評価方法等の詳細は入札説明書等において示す。

ア 特定事業の選定・公表

市は、本事業を PFI 法等に準じて実施することが適切であると認めた場合、本事業を特定事業として選定し、令和 3 年 11 月上旬に公表する予定である。

イ 入札公告及び入札説明書等の公表

市は、本事業を特定事業として選定した場合、入札公告を行い、令和 3 年 11 月上旬に事業者の募集を開始する予定である。また、同日、入札説明書等を市のホームページ等にて公表する。

ウ 現場見学会

現場見学会への希望者を対象に建設予定地等に関する現地見学会を開催する。なお、具体的な日程、場所等については入札説明書等に示す。

エ 入札説明書等に関する質問の受付及び回答の公表

入札説明書等に記載された内容について質問回答を行う。なお、具体的な日程、場所等については入札説明書等に示す。

オ 参加資格審査申請書及び参加資格確認書類等の受付、確認結果の通知

本事業の入札参加希望者に、参加資格審査申請書、参加資格確認書類等の参加資格確認に必要な書類の提出を求める。なお、参加資格確認の結果は入札参加希望者に通知する。書類の提出方法・時期及び必要な書類等の詳細については、入札説明書に示す。

カ 対面的対話の実施

本事業に係る入札提案書類の受付に先立ち、市は応募者との対面的対話の実施を予定する。時期、実施場所、実施方法等の詳細については、入札説明書等に示す。

キ 入札提案書類の受付

本事業に関する入札提案書類（入札書及び技術提案書）を令和4年3月下旬に受け付ける予定である。入札提案書類の審査にあたり、市が必要であると判断した場合には、応募者に対して個別にヒアリングを行うことを予定している。入札提案書類の提出方法・時期及び提案に必要な書類等の詳細については、入札説明書等に示す。

ク 落札者の決定・公表

入札提案書類については、審査会において総合的に評価を行い、落札候補者を選定する。市は、審査会で選定された落札候補者について、本事業を実施するに相応しいと判断した場合、落札者として決定し、応募者に通知するとともに、市のホームページにて公表する。

4 応募に係る提出書類

応募者は、応募書類として、以下の書類を提出する。なお、各書類の詳細については、入札説明書等に示す。

(1) 参加資格審査申請時の主な提出書類

- ア 参加資格審査申請書
- イ 参加資格確認書類

(2) 資格審査合格後の主な提出書類

- ア 事業技術提案書
- イ 入札（価格提案）書
- ウ その他資料

5 落札者決定後の手続

(1) 基本協定の締結

市は、落札者決定後速やかに、落札者と本事業開始のための基本的事項に係る協議を行い、基本協定を締結する。(令和4年6月を予定)

(2) 運営事業者(特別目的会社)の設立

落札者は、本事業の業務の一部であるうち本施設の運営業務を担当させるために、令和4年7月までに運営事業者を特別目的会社として設立すること。

その際、構成員以外の者からの運営事業者への出資は認めない。

また、運営事業者の設立及び運営に関し、運営事業者の株主が締結する株主間契約が、次の各号に定める事項を満たすこと。

ア 運営事業者は、会社法(平成17年法律第86号)に規定される株式会社とし、本社住所を長崎市内とすること。

イ 運営事業者の資本金は、設立時から事業期間を通じて、一定額以上維持すること。

ウ 応募グループの代表企業の議決権付普通株式の保有割合は、設立時から事業期間を通じて100分の50を超えるものとする。

エ 応募グループの代表企業は、運営事業者の資本金を、設立時から事業期間を通じて、議決権付普通株式の保有割合に応じた一定額以上維持すること。

オ 運営事業者への出資金は、運営開始前(令和8年3月末)までに全額払い込むこと。

カ 運営事業者の株主は、市の同意なくして運営事業者の株式の譲渡、これに対する担保権の設定その他の処分を行わないこと。

(3) 事業契約に関する協議及び事業契約の締結(令和4年7月に仮契約締結後、9月市議会議決後に本契約移行予定)

市と民間事業者は、事業契約の契約内容の協議を行い、本事業に係る基本契約を締結する。

また、市と建設請負事業者は、基本契約に基づき本事業に係る建設工事請負契約を締結する。

さらに、市と運営事業者は、基本契約に基づき本事業に係る運営業務委託契約を締結する。

(4) 交付金申請手続への協力

本施設は、環境省「循環型社会形成推進交付金」の対象施設であることを想定している。民間事業者は、市が行う交付金の申請手続等に協力するとともに、当該交付金交付要綱等に適合するように本施設の設計・施工業務、関連資料の作成を行う。

6 著作権

提出書類に含まれる著作物の著作権は応募者に帰属するものとするが、審査結果の公表、展示、その他市がこの事業に関して必要と認める用途に用いる場合、市は、これを無償で使用できるものとする。また、契約に至らなかった応募者の提案については本事業の審査結果公表の目的以外には使用しない。なお、提出を受けた書類は返却しない。

7 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利となっている工事材料、施工方法、運転維持管理方法等を使用したことに起因する責任は、提案を行った応募者が負うこととする。

8 応募に係る費用負担

応募申込み及び応募書類作成に係る経費は、応募者の負担とする。

9 消費税に関する取扱

消費税の税率が改正された場合は、法令に従い適切に取り扱うものとする。

第4章 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1 想定されるサービスの水準・仕様

民間事業者は、入札説明書等及び提案内容に基づく諸条件を踏まえて、本事業の入札説明書等に示す本施設の機能（性能要件）が十分、発揮できるよう、設計・施工業務及び運營業務を行うこと。

契約後は、原則として施設設計図書からの変更は認めないが、より質の高い機能があるもの等については、市と協議すること。

2 想定されるリスク及び分担

(1) 基本的な考え方

本事業におけるリスク分担の考え方は、当該リスクを最も良く管理可能な者がリスクを適正に分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供ができるというものである。

設計・施工業務、運營業務に伴うリスクは、原則として民間事業者が負担するが、市が分担すべき合理的な理由があるリスクについては、市がリスクを負担する。

(2) 想定されるリスクの分担

市と民間事業者のリスク分担は、原則として参考資料②「事業に係るリスク分担」の表による。なお、その内容については、入札説明書等で明示し、最終的には、事業契約で定める。

3 市による事業の実施状況の監視

市は、民間事業者の要求水準書、事業提案書等に基づいた業務の実施状況等について、監視を行う。監視の方法、内容等については、入札説明書等で明示し、最終的には、事業契約で定める。

監視の結果、民間事業者の提供する施設の設計・建設、運営に係るサービスが事業契約に定める水準に達していないと判断される場合は、民間事業者は、監視の結果の修正や作業の指示について、合理的な理由がない限り指示に従うこと。

また、市へ提出する調査分析結果及び各種報告書作成については、民間事業者自らの費用で行うが、市が直接実施する調査等については、市の負担とする。

第5章 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

1 施設の立地条件

(1) 建設地

長崎市戸石町 88 番地 10 を含む都市計画区域内（現東工場敷地内）

(2) 敷地面積及び配置

181,000 m²（既に都市計画決定がされている現在の東工場敷地面積）

(3) 施設規模

210t/日（105t/24h×2 炉）

(4) 処理方式

全連続燃焼式（ストーカ方式）

(5) 処理対象物

一般廃棄物のうち、燃やせるごみ（可燃性粗大ごみを含む）、可燃残渣（プラ容器包装、古紙類、資源、不燃）、農集汚泥、し渣等

(6) 土地利用規制

| | |
|---------------------|--|
| 都市計画 | 市街化調整区域 |
| 都市施設 | ごみ処理場（東工場） |
| 用途地域 | 指定なし |
| 防火地区 | 指定なし |
| 高度地区 | 指定なし |
| 建ぺい率 | 60% |
| 容積率 | 200% |
| 日影規制 | 建築基準法及び長崎市中高層建築物の日影に関する条例による。 |
| 自然環境保全地域、県立自然環境保全地域 | 敷地の南側の一部（現東工場管理棟付近）に野母半島県立公園に指定された区域がある。 |
| 長崎市景観計画 | 一般地区 |
| その他 | 指定なし |

(7) その他

- ・事業用地の周辺道路、敷地状況、地質の概要、周辺概要等については入札説明書等に示す。
- ・その他詳細については入札説明書等に示す。

第6章 事業計画又は協定の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

事業計画又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合、市と民間事業者は誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、事業契約に規定する具体的措置に従うこと。

また、契約に関する紛争については、長崎地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

第7章 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

本事業において、事業の継続が困難となった場合には、次の措置をとることとする。

1 民間事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- (1) 民間事業者の提供するサービスが、事業契約で定める民間事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、市は、民間事業者に対して、改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めることができる。民間事業者が当該期間内に改善することができなかつた場合は、市は、事業契約を解除することができる。
- (2) 民間事業者が倒産し、又は民間事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、市は事業契約を解除することができる。
- (3) (1) 及び (2) により市が事業契約を解除した場合、民間事業者は、市に生じた損害を賠償しなければならない。

2 市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- (1) 市の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、民間事業者は事業契約を解除することができる。
- (2) (1) により民間事業者が事業契約を解除した場合、市は、民間事業者に生じた損害を賠償する。

3 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力その他市又は民間事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、市及び民間事業者双方は、事業継続の可否について協議する。なお、一定の期間内に協議が整わないときは、それぞれの相手方に事前に書面によるその旨の通知をすることにより、市及び民間事業者は、事業契約を解除することができる。

4 その他

その他、事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、事業契約に定める。

第8章 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

1 法制上及び財政上の優遇措置等に関する事項

本事業については、民間事業者に対して、法制上及び税制上の優遇措置等を行わない。

2 財政上及び金融上の支援等に関する事項

本事業については、民間事業者に対して、財政上及び金融上の支援等を行わない。

3 その他の支援に関する事項

事業実施に必要な許認可に関し、市は必要に応じて協力する。また、法改正等により、その他の支援策等が適用される可能性がある場合には、市と民間事業者で協議により対応策を検討する。

第9章 その他特定事業の実施に関し必要な事項

1 議会の議決

事業契約の締結にあたっては、市議会の議決を得る必要がある。

2 情報公開及び情報提供

長崎市情報公開条例（平成元年長崎市条例第32号）に基づき情報公開を行う。

また、本事業に係る情報提供は、適宜、市のホームページを通じて行う。

3 実施方針等に関する問い合わせ先

(1) 意見・質問の受付及び提出先並びに期限

実施方針に関する意見・質問がある場合は、「実施方針に関する意見・質問書」（様式第1号）、令和3年10月1日公表予定の要求水準書（案）に関する意見・質問がある場合は、「要求水準書（案）に関する意見・質問書」（様式第2号）を電子メールにより下記期限内に提出することとし、必ず電話にて受信を確認すること。

なお、電子メール以外の意見・質問には応じない。

ア 意見・質問書：添付ファイルからダウンロードすること

イ 提出方法：電子メール（アドレスは下記のとおり）

ウ 提出期限

「実施方針に関する意見・質問書」：令和3年10月8日（金）17時

「要求水準書（案）に関する意見・質問書」：令和3年10月15日（金）17時

(2) 実施方針等に関する質問への回答

実施方針に関する質問への回答：令和3年10月26日（火）

要求水準書（案）に関する質問への回答：令和3年10月26日（火）

市のホームページで公表する予定である。なお、提出があった質問に関しては、本事業に直接関係するものについてのみ回答を行うこととし、全ての質問に回答するとは限らない。

【長崎市 環境部 環境整備課】

住 所：〒850-8685 長崎市桜町 2-22

電 話：095-829-1257

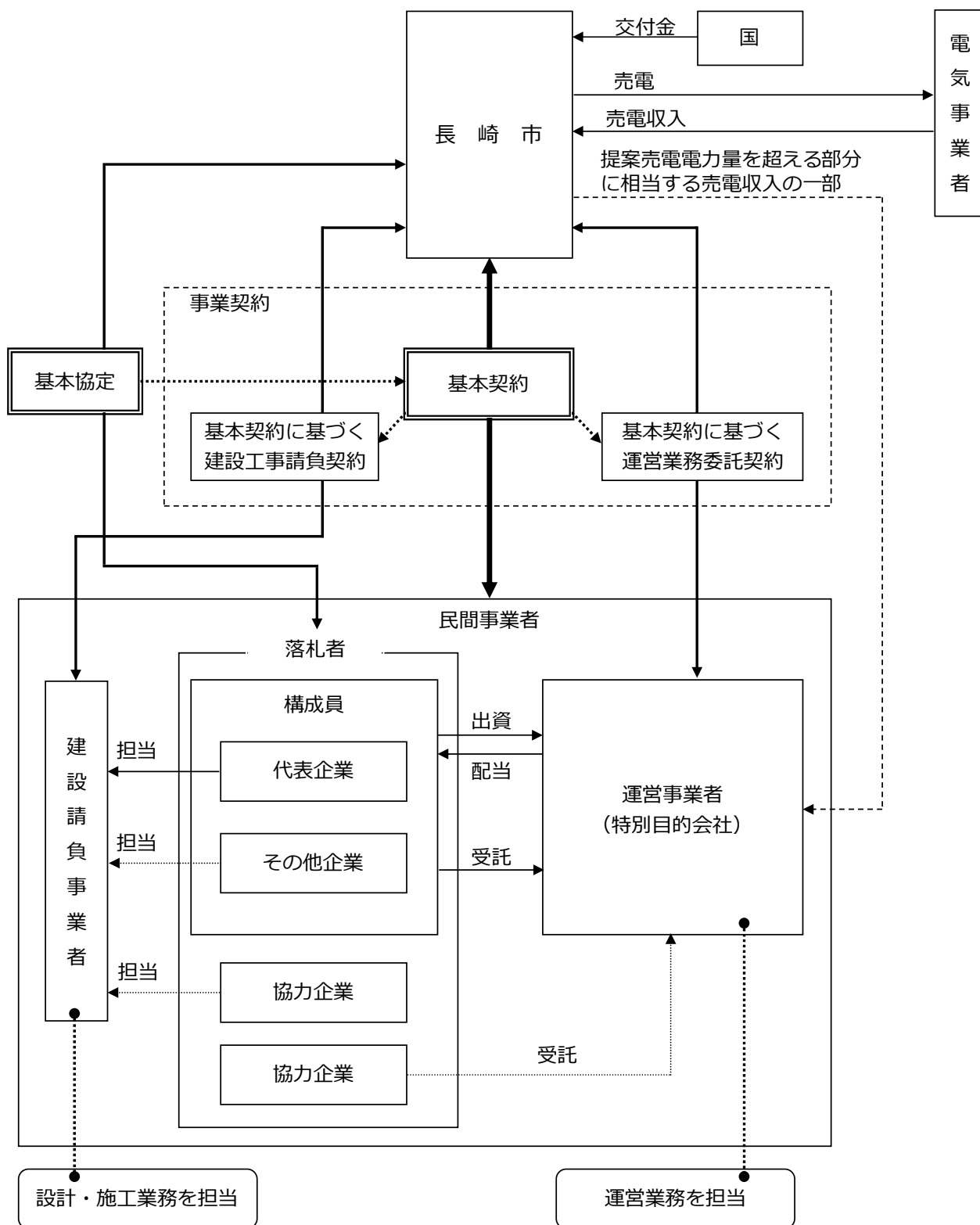
F A X：095-829-1218

電子メール：shin_higashikojo@city.nagasaki.lg.jp

ホームページ：

<https://www.city.nagasaki.lg.jp/shimin/140000/149003/p037135.html>

参考資料① 事業スキーム図



参考資料② 事業に係るリスク分担

| 期 間 | リスク項目 | 概 要 | 分担 | | |
|----------|--|---|--|-----------|---------|
| | | | 市 | 民間 事業者 | |
| 共通 | 契約 | 入札説明書等 | 要求水準書等の誤りや不備に伴うリスク | ○ | |
| | | 契約締結 | 市の責による契約不調、又は契約手続きの遅延リスク | ○ | |
| | | | 民間事業者の責による契約不調、又は契約手続きの遅延リスク | | ○ |
| | | | 民間事業者の責めに帰すべき事由なくして市議会の議決が得られず事業契約に至らなかったことに伴うリスク 注1：契約の当事者双方が、既に支出した金額をそれぞれ負担する。 | △ 注1 | △ 注1 |
| | 入札参加 | 参加費用に関するリスク | | ○ | |
| | 制度 関連 | 制度・ 法令変更 | 本事業に係る関係法令・許認可の新設・変更等に係るリスク | ○ | |
| | | | 本事業のみならず広く一般的に適用される関係法令・許認可の新設・変更等に係るリスク | | ○ |
| | | 税制変更 | 民間事業者の利益に課せられる税制度の変更及び新税の設立に伴うリスク(例：法人税率等の変更) | | ○ |
| | | | 上記以外の税制度の変更、新税の設立に伴うリスク | ○ | |
| | | 政治 | 市の政策転換による事業中断・事業契約解除等に伴うリスク | ○ | |
| | | 許認可取得 | 市が取得すべき許認可手続き等の不備による事業の解除・遅延が発生するリスク | ○ | |
| | | | 民間事業者が取得すべき許認可手続き等の不備による事業の解除・遅延が発生するリスク | | ○ |
| | | 交付金等 | 民間事業者の事由により予定していた交付金額が交付されないリスク、又は交付金の交付が遅延し、事業の解除・遅延が発生するリスク | | ○ |
| | | | その他の事由により予定していた交付金額が交付されないリスク、又は交付金の交付が遅延し、事業の解除・遅延が発生するリスク | ○ | |
| | | 住民対応 | 民間事業者が実施する業務に起因する住民対応に係るリスク | | ○ |
| | 住民対応に伴う計画遅延や仕様の変更、本事業の実施状況の監視強化による事業の遅延・経費の増大リスク | | ○ | | |
| | 第三者 賠償 | | 民間事業者が実施する施設の設計・施工及び運営業務に伴って発生した事故や他施設等に及ぼす劣化及び破損等に対する賠償リスク | | ○ |
| | | 民間事業者が実施する業務に起因しないで発生する事故等に対する賠償リスク | ○ | | |
| | 環境保全 | 民間事業者が実施する業務に伴って発生した有害物質の排出、騒音、振動等の周辺環境の悪化及び法令上の規制基準の不適合等による改修及び賠償リスク | | ○ | |
| | 物価変動 | インフレ/デフレ(物価変動)に係る費用増大リスク(一定の範囲内) | | ○ | |
| | | インフレ/デフレ(物価変動)に係る費用増大リスク(一定の範囲を超えた部分) | ○ | | |
| | 資金調達 | 民間事業者における本事業実施に際して必要とする資金の調達に伴う遅延や事業の停滞が発生するリスク | | ○ | |
| | | 市において本事業実施に際して必要となる資金の調達に伴う遅延や事業の停滞が発生するリスク | ○ | | |
| 不可抗力 | 工事中・維持管理運営中の不可抗力による事業の中断、中止及び修復等のための遅延に伴うリスク | ○ | △ | | |
| 債務不履行 | 民間事業者の事由による事業破綻、契約解除、契約不履行のリスク | | ○ | | |
| | 市の事由による事業破綻、契約破棄、契約不履行のリスク | ○ | | | |
| 事故の発生 | 設計・建設・運営において発生する事故、火災等のリスク | | ○ | | |
| 設計 段階 | 測量・調査の不備 | 民間事業者が追加で実施した地形・地質等現地調査の不備に伴う設計変更及び仕様変更によるコスト増大リスク | | ○ | |
| | | 市が実施した地形・地質等現地調査の不備に伴う設計変更及び仕様変更によるコスト増大リスク | ○ | | |
| | 基本・実施設計 変更 | 民間事業者の基本・実施設計不備等による設計の変更や契約不適合に伴う経費の増加や遅延によるコスト増大リスク | | ○ | |
| | | 市が提示した要求水準書や設計に係る仕様変更によるコスト増大リスク | ○ | | |
| 建設着工遅延 | 民間事業者の事由により建設着工が遅延した際のコスト増大リスク | | ○ | | |
| | 市の事由により建設着工が遅延した際のコスト増大リスク | ○ | | | |

| 期間 | リスク項目 | 概要 | 分担 | |
|---|--|--|----|-----------|
| | | | 市 | 事業者 民間 |
| 建設段階 | 工事遅延 | 民間事業者の事由による工事遅延に係るコスト増大リスク | | ○ |
| | | 市の提示条件の不備や指示による工事遅延に係るコスト増大リスク | ○ | |
| | 工事費増大 | 民間事業者の事由による工事費等の増大リスク | | ○ |
| | | 市による要求水準の変更により工事工程、工事方法の変更が発生した場合の工事費増大リスク | ○ | |
| | 試運転・引渡性能試験での性能未達 | 試運転・引渡性能試験の結果、契約で規定した要求水準未達等の民間事業者の事由によるコスト増大、遅延リスク | | ○ |
| | | 試運転・引渡性能試験に要するごみの供給不足等の市の事由によるコスト増大、遅延リスク | ○ | |
| | 一般的損害 | 工事目的物、材料に関して生じた損害リスク | | ○ |
| 性能 | 要求水準の未達（施工不良を含む） | | ○ | |
| 既存施設への影響 | 事業者の事由により、既存の施設に影響を与えたことにより生じた損害 | | ○ | |
| 維持管理運営段階 | ごみ量・ごみ質の変動 | 搬入する一般廃棄物等のごみ質が契約に規定する範囲内で変動した場合、実処理量と計画ごみ量との変動が生じた場合のコスト変動リスク | | ○ |
| | | 搬入する一般廃棄物等のごみ質が契約に規定する以上に著しく変動した場合、実処理量が契約に規定する以上に著しく変動した場合のコスト変動リスク | ○ | △ |
| | | 災害廃棄物等によりごみ質・ごみ量が変動した場合のコスト変動リスク | ○ | △ |
| | 性能未達 | 施設が契約に規定する仕様及び性能（施工不良を含む）の達成に不適合で、改修が必要となった場合の外部へのごみ処理委託費、調査費、改善費等の増大リスク | | ○ |
| | | 市の事由により契約に規定する以上の性能を満足するために改修が必要となった場合の外部へのごみ処理委託費、調査費、改善費等の増大リスク | ○ | |
| | 施設に係る契約不適合責任 | 施設的设计・施工における契約不適合に係るリスク | | ○ |
| | 維持管理運営コスト増大・運転停止によるごみ処理量未達 | 設備機器等の維持管理運営の要求水準未達によるコスト増大、運転停止リスク | | ○ |
| | | 搬入する一般廃棄物に搬入禁止物が混入していた場合（民間事業者の注意義務違反の場合）のコスト増大、運転停止リスク | | ○ |
| | | 搬入する一般廃棄物に搬入禁止物が混入していた場合（民間事業者の注意義務違反の場合を除く）のコスト増大、運転停止リスク | ○ | |
| | | その他の維持管理運営不備によるコスト増大、運転停止リスク | | ○ |
| | 施設破損 | 事故・火災等による修復等に係るコスト増大リスク | | ○ |
| | | 施設・設備の老朽化、劣化によるもの | | ○ |
| | | 第三者による施設の破損に伴うコスト増大リスク | ○ | |
| | 技術革新 | 技術の陳腐化による施設・設備等の変更を市が求める場合、新技術採用のためのコスト増大リスク | ○ | |
| | | 技術の陳腐化による施設・設備等の変更を民間事業者が提案する場合の新技術採用のためのコスト増大リスク | | ○ |
| | 発電収入の変動 | 電力会社の買電単価変更による発電収入の変動リスク | | ○ |
| 搬入する一般廃棄物等のごみ質が契約に規定する範囲内で変動した場合、実処理量と計画ごみ量との変動が生じた場合の発電収入の変動リスク | | ○ | | |
| 搬入する一般廃棄物等のごみ質が契約に規定する以上に著しく変動した場合、実処理量と計画ごみ量との大幅な変動が生じた場合の発電収入の変動リスク | | ○ | | |
| 民間事業者の事由による発電収入の変動リスク | | | ○ | |
| ユーティリティの不備 | ユーティリティの事故・故障によるコスト増大、運転停止リスク（責任分界点内） | | ○ | |
| | ユーティリティの事故・故障によるコスト増大、運転停止リスク（責任分界の外部） | ○ | | |
| 処理手数料の未徴収 | 本施設に直接搬入ごみを搬入しようとする者の手数料未徴収に係るリスク | | ○ | |
| 利用者 | 見学者など施設利用者の事故に対するリスク | | ○ | |
| 用役設備の不備 | 用役設備の事故・故障による経費増大、運転停止リスク | | ○ | |

| 期間 | リスク項目 | 概要 | 分担 | |
|------|---------------------------|---------------------------------|----|-----------|
| | | | 市 | 事業者 民間 |
| 事業終了 | 施設の性能確保 | 事業終了時における施設の性能確保に係るリスク | | ○ |
| | 事業終了時の諸 手続に係るコス ト増大 | 事業終了時の諸手続に係る民間事業者の事由によるコスト増大リスク | | ○ |
| | | 事業終了時の諸手続に係る市の事由によるコスト増大リスク | ○ | |

○主分担、△従分担